

雇用と待遇について

Employment and Working Conditions

雇用の制限

日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の労務提供契約の中で、次の方は国（防衛大臣）が雇用し在日米軍に提供することができないこととなっています。

基本労務契約（MLC）・船員契約（MC）	諸機関労務協約（IHA）
アメリカ合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族	アメリカ合衆国の国籍保有者
服役中の者	
18歳未満の者	
労働法規により雇用が禁止され、又は制限されている者	

雇用の種類

基本労務契約（MLC）と諸機関労務協約（IHA）には、大きく分けて常用と臨時の雇用種類があります。

常用	試用期間従業員	常用雇用のため採用された従業員は、最初の6か月間、試用として勤務します。（試用期間は延長、短縮又は免除される場合があります。）
	常用従業員	試用期間経過後、継続的な業務に期間の定めなく雇用される従業員です。
臨時	日雇従業員	1か月を超えない予定の業務に1日単位で雇用される従業員です。
	限定期間従業員	4か月を超えない予定の業務（1回に限り2か月を超えない範囲で延長されることがあります。）又は2年を超えない予定の業務に雇用される従業員です。
	高齢従業員	常用従業員として勤務し、定年の規定により雇用が終了後、65歳まで雇用される従業員です。
	時給制臨時従業員（HPT）	IHAのみの雇用で、臨時的業務を行うため又は常用される従業員を補助するために、1年を超えない期間雇用される従業員です。

※ 試用期間従業員、常用従業員、限定期間従業員及び高齢従業員は、フルタイムとパートタイムに分けられます。フルタイムは、1週間当たりの勤務時間が40時間となります。パートタイムは、1週間当たりの勤務時間が40時間未満となります。 ※ HPT: Hourly Pay Temporary Employees

基本給

勤務する職種ごとに基本給表・等級（1～10等級）が決められており、職種が変わらない限り、原則として等級は変更になりません。主な職種の基本給額は、以下のとおりです。

基本給表	事務・技術系	技能・労務系	警備・消防系	医療系	看護系
等 級	1～10等級	1～10等級	1～7等級	1～5等級	1～4等級
基本給額 (フルタイムの場合)	例) 予算分析職 (6等級13号俸～) 273,000円～	例) クレーン運転手 (6等級9号俸～) 244,600円～	例) 消防員 (2等級5号俸～) 232,600円～	例) 歯科衛生職 (3等級5号俸～) 227,400円～	例) 看護職 (2等級5号俸～) 240,600円～
	例) 秘書職 (4等級1号俸～) 230,000円～	例) カウンター・アテンダント (3等級5号俸～) 206,900円～	例) 警備員 (1等級9号俸～) 211,600円～		
号 俸	通常、採用時は最低号俸から始まりますが、1月1日の定期昇給により毎年号俸はアップしていきます。				

※ 基本給額は、令和7年1月1日現在のものであり、変更されることがあります。

諸手当

一定の要件を満たした場合に、手当が支給されます。

主な諸手当	内 容
扶 養 手 当	家族等を扶養している従業員に支給されます。 【配偶者：6,500円】、【子：10,000円】、【配偶者及び子以外の被扶養者：1人につき 6,500円】
通 勤 手 当	交通機関等を利用して通勤する従業員に支給されます。【限度額：55,000円】
住 居 手 当	借家借間に居住している従業員に支給されます。【限度額：28,000円】
地 域 手 当	主に民間賃金の高い地域において勤務する従業員に支給されます。横田支部、横須賀支部及び座間支部が管轄する在日米軍基地が該当します。【支給額（基本給＋扶養手当）×支給率（3%～20%）】
時間外勤務給	所定の勤務時間以外に勤務した従業員に支給されます。
夏季・年末手当	基準日（6月1日、12月1日）に在籍する従業員に支給されます。【基本給等の2.3ヵ月（夏季）、2.3ヵ月（年末）、合計4.6ヵ月分】
寒 冷 地 手 当	寒冷地に勤務する試用期間従業員及び常用従業員に毎年11月から翌年3月までの間に支給されます。三沢支部が管轄する在日米軍基地が該当します。
退 職 手 当	雇用が終了する常用従業員に支給されます。

※ 諸手当の金額等は、令和7年1月1日現在のものであり、変更されることがあります。また、雇用の種類、地域等によっては支給されない手当があります。
※ 各在日米軍基地の管轄する支部は、P5～6を参照してください。